

## 議 事 録

会議の名称	平成 20 年度 第 4 回 伊丹市福祉対策審議会高齢者部会
開催日時	平成 20 年 11 月 14 日 ( 金 ) 14 : 00 ~
開催場所	伊丹市役所 議会棟 3 階 第 2 委員会室
司 会	高年福祉課 井上
出席者	松原会長、佐々木副会長、浅野部会長、高鳥毛委員、安井委員、坪井委員、加柴委員、永井委員、吉田委員、一圓委員、本篠委員、名田委員、宮本委員、松岡委員、森田委員 ( 以上 13 名 ) ( 順不同 )
欠 席 者	原田委員
事務局	中村健康福祉部長、山田健康生活室長、増田地域福祉課長、木ノ下高年福祉課長、井上高年福祉課副主幹、赤藤高年福祉課主査、小柴介護保険課長、田中介護保険課主査 他
会議の成立	委員数 14 名うち 13 名出席 < 過半数出席のため成立する >
署名委員	名田委員、松岡委員
傍 聴 者	2 名
議 事 次 第	1 . 部会長あいさつ 2 . 議事 ( 1 ) 権利擁護ワーキンググループについて ( 報告 ) . . . 資料 1 ( 2 ) 認知症高齢者及び介護者への支援 . . . 資料 2 ( 3 ) 介護保険サービス給付量推計及び保険料算定について . . . 資料 3 ( 4 ) 円滑な制度運営のための対策 . . . 資料 4
備 考	

## 議 事 要 旨

- 1．部会長あいさつ
- 2．議事

( 1 ) 権利擁護のワーキンググループについて ( 事務局より報告 )

### 委員からの質疑

浅野部会長：権利侵害の具体的な対象は。

事務局：権利擁護の前提としては高齢者、障害者を中心に議論した。

浅野部会長：高齢者、障害者全般ということですか。

事務局：それぞれの職場の日常業務から権利擁護に関する問題点を把握した。

浅野部会長：具体的な問題として認知症、虐待などを想定されたか。成年後見制度は経済的な問題だろうと思われるが。

事務局：初回議論の際には認知症や知的障害者の事例から現在の課題を抽出したが、具体的な方策の検討をする際に焦点を絞るため、成年後見制度を中心に議論した。

浅野部会長：この報告を受けて、高鳥毛委員のご意見は。

高鳥毛委員：ここで検討された制度では、高齢者世帯またはひとり暮らしで認知症高齢者には、対応できるが、家族がいても高齢者を放置している事例もある。そういった場合、民生委員やヘルパーなどの第三者から見ると他者のサポートが必要と思われても、家族が他人の介入を拒む場合、誰が権利擁護をするのだろうか。第三者の介入について、その人との関係性を見極めることが困難な場合に、そのサポートができるのかどうかという問題があり、それを誰が判断するのだろうか。

浅野部会長：行政が関与するのは難しいのではないか。

事務局：権利擁護があまりに広範囲に渡る問題なので、ワーキンググループでは成年後見制度を中心に議論したが、まずは地域と行政の連携の中で進めていきたいと考えている。周知不足や関係団体等の役割が明確になっていないのが現状なので、今後、権

利擁護に関する市民啓発、対応するシステムを構築していきたいと思う。

松原会長：どのような形で、次期計画に盛り込んでいくのか。

事務局：権利擁護について、計画に取り入れる3点の内容について説明。

- (1) 関係各機関との連携の強化と権利擁護対象者の把握について取り組みます。その際には、できるだけ効率的で適切に実施していけるよう体制を整備していきます。
- (2) 認知症高齢者等、判断能力が低下している高齢者の権利擁護について、市民が自分たちの問題としてとらえ、ともに支えあいながら地域における生活の継続に取り組んでいく共生社会の理念の浸透を支援します。
- (3) 今後、地域福祉課とともに権利擁護の市民への周知と、実施体制のさらなる整備について、継続的に審議を行います。

浅野部会長：この内容についていかがか。

宮本委員：表現は良いが、領域が広すぎると思います。障害者の場合は一貫してマネジメントする人が決まっておらず、縦割りのサービス対応で不十分である。市の障害福祉課のワーカーも各分野ごとに対応しているため、どの程度情報に通じているのか疑問である。精神・知的障害の範囲まで行くと対象が広範囲に及ぶため、対応できないのではないか。

事務局：対象が広範囲に及ぶことはワーキングでも議論になった。対市民の権利擁護の取り組みとして、周知、仕組み、役割分担等を明確にして連携して対応していきたい。

加柴委員：第3期計画書 94 ページからの内容で、4番の課題として連携体制、市民への周知等は明記されている。なぜ第3期で掲げられた計画が進んでおらず、周知徹底が不十分であったのかという原因を掘り下げて分析することが大事だ。

事務局：これまでも高齢者の計画・障害者の計画それぞれに権利擁護の文言は入っていたが、別々に扱ってきたところがある。今回の見直しにあたっては「権利擁護」だけを別に捉え、各計画に反映できる方法を検討してきた。今まで権利擁護に関する議論の場がなかったので、本ワーキンググループでの議論を1つの手がかりとして、今後、継続的に審議していきたいと考えているので、ご理解いただきたい。

坪井委員：5番目の「権利擁護対象者の把握の強化」とは、具体的にどのようなものか。

事務局：要介護認定者では、ケアマネ、ヘルパーなど気付きやすい立場の人が周囲にいると

いう観点から、的を絞って周知徹底するという意味で「強化」という言葉を使っている。その上で関係機関が集まり、ケースカンファレンスが開かれる流れを築いていきたい。

坪井委員：伊丹市の危機管理室では、災害時に障害者や高齢者の状況を把握し、安全に誘導していくという取り組みを行っているが、個人情報等の管理と同居家族の有無の把握など、システムの管理運営できるよう計画の中に反映して欲しい。

高島毛委員：計画への反映についての文言で「～します」の部分については市がするのか、地域包括支援センターがするのかといった主語を入れて欲しい。

浅野部会長：実施が可能となるように、計画にはより具体的な記述が欲しい。できればどのような取り組みを実施するのかを盛り込むと、ワーキンググループの議論も生きてくるのではないかと。

## (2) 認知症高齢者及び介護者への支援（事務局説明）

### 委員からの質疑

永井委員：認知症サポーターになると、オレンジリングがもらえるが、腕にはめて歩いていても特に周りの人から気付かれることはない。キャラバン・メイト制度は市民への周知が進んでいないと思われるので、広報に掲載するなど検討して欲しい。

事務局：まずはキャラバン・メイトを養成し、活動への支援もしていきたい。認知症高齢者支援については、グループホームを拠点としたいと考えている。

永井委員：認知症の相談は、認知症家族の会の会員からがほとんどです。相談したら家族が自分を避けるようになった事例などを聞いており、地域においては理解が進んでいないのが現状。

事務局：家族会やOBの方は意識が高いと思う。今後、親の世代を介護する世代に指導して欲しいと考えている。

永井委員：30代、40代の会員の方は、介護が手に負えなくなって施設に入所させてしまうと熱意は失われてしまう。会の活性化のためには、若い人の参加が必要。認知症は十人十色なので、一番詳しく理解してくれる家族の存在が重要だ。グループホームの人たちはどのように対応しているのか知りたい。

事務局：グループホーム職員のノウハウを地域に発信しようとしている施設もある。認知症の症状は多種多様なので、マニュアルとして定めるのは難しい。その人に合った対応が必要であるという意識を持ってもらうことが大切であり、サポーター養成講座への参加を促進していきたいと考えている。

加柴委員：永井委員にお聞きしたいが、グループホームの定員が129名となっているが、この数で足りていると思われるか。

永井委員：認知症家族の会は、家族で看たいという人の集まりなので、施設入所はやむをえない場合のものと認識している。

事務局：待機者が多いのが現状である。

永井委員：認知症家族の会の介護者が疲れを出さないように支援しており、OBも、悩んでいる人にアドバイスをするためにほとんどの方が残って活動している。

浅野部会長：本日の議題の中に、グループホームが『認知症にやさしい地域』の拠点としての役割を担うことが挙げられていたが、業務量が多い中、さらなる役割を引き受けてくれるのか、事務局として目途はたっているのか。

事務局：事業所から望んでいるところもあり、グループホーム間での連携を取り始めており、問題点を話し合う場となっている。施設によってノウハウに差が生まれることもあるので、見学会等も含めてレベルアップし、地域に還元していく仕組みができればと思う。まだ不透明ではあるが、市としても委託料等の予算を要求して取り組んでいきたい。施設によっては、運営を最低基準のスタッフ配置でやっているところもあり、どこまで可能であるか不安はある。しかし一方で、グループホームや認知症が周知されれば、施設の収入も増え、人材、スタッフの確保にもつながるのでと期待している。

加柴委員：家族で看ることができない人には施設入所の需要が高いと思うが、第3回部会資料の中にあつた施設待機者数と認知症高齢者数から考えると、4カ所で実態に合うのか疑問である。

事務局：グループホーム待機者数は正確に把握していないが、各施設で数名から数十名の待機者がいるとのこと。しかし、順番が回ってきて状態が安定している時などは、直ちに入居したいとは限らないよう。

認知症高齢者数については、市内全体の実績を報告したので、特養やグループホームに入っている方も含んでおり、全員にグループホームや施設に入所して頂くとは考えていない。グループホームに地域性を持たせることで、入居者だけではなく、近所で在宅生活をしている認知症高齢者への支援も行っていきたいと考えている。

加柴委員：ハードだけでなくソフト面も充実していくということでしょうか。家族が介護を少しだけ休みたい場合にはどうしたらよいのか。

事務局：小規模多機能型居宅介護で対応したい。

一圓委員：施設の公募はいつからか。

事務局：国の補助金の内示ができれば公募したいが、実際には平成 21 年度中を考えている。

一圓委員：見通しはあるか。

事務局：市内のある事業者から、小規模多機能型居宅介護の公募時に他の事業もやりたいという意向と相談があったので、整備予定の一部の見通しは立っている。

浅野部会長：施設整備についてはこの辺で議論を終え、次の議題に移りたいと思う。

( 3 ) 介護保険サービス給付量推計及び保険料算定について ( 事務局説明 )

( 4 ) 円滑な制度運営のための対策 ( 事務局説明 )

#### 委員からの質疑

一圓委員：第 1 号被保険者数等は伸びているのに、標準的居宅介護サービス対象者数は伸びていないが、サービスの利用率等はどのように見込んでいるのか。

事務局：サービス利用率については、平成 20 年の実績を用いている。

一圓委員：第 3 期では、高い利用率を想定していたにもかかわらず、利用が伸びなかったということだが、必要なサービスが提供されなかったということではないか。今回は低いままの推計となっているが、前回の推計の検証はしているのか。

事務局：平成 18 年の制度改正による新予防給付が浸透せず、給付が伸びなかったことが要因。今後は、要支援 1・2 の方がサービスを使いたくなるような取り組みを制度化して

いきたい。

浅野部会長：準備基金はあまり残さないほうが望ましいが、保険料を大きく下げるのも問題なので、余裕がある時期に、積極的に予防に取り組んで、将来の介護度を安定させるような仕掛けがあればいいと思う。

加柴委員：国では、介護報酬を3%引き上げ、介護職員の待遇を向上する方向となっているが間違いないのか。

事務局：具体的な通知はまだであり、報道等で先行して情報が流れていると思われる。

加柴委員：保険料の推移について、第3期の金額よりも第4期の金額が引き下げられる見込みか。また、第4期の保険料の金額をそのまま第5期へも引き継げるか。

事務局：繰り入れ額によっては保険料を下げることができ、居宅サービスと施設サービスの給付費の伸びは、高齢者数の伸びよりも高めに設定しているので、現在の給付見込みで第5期も同額でいけると考えている。

森田委員：8億円近くの剰余金があるからといって、その6～7割を取り崩して第4期の保険料を引き下げるよりも、高齢者数は年々増加していくのだから、サービスを充実させる方向で計画内容を考えて欲しい。

事務局：本来は収支が等しいのが理想だが、今後の運営を考えると、若干黒字の方が良いと考えている。

名田委員：来年度からの報酬改定は明るい兆しだが、その結果保険料が上がるのは事業所としても心苦しいところ。国の補助についてもずっと行われるわけではなく、介護報酬についても先行きは不安定だ。市町村特別給付について、どのような形で実施するのか、また事業規模などをどのように見込んでいるのか。

事務局：国のメニューと異なるサービスとして、軽度者への訪問介護サービスの拡充を予定している。要支援1が425名、要支援2が362名、それぞれ1/8、1/4の計134人が受けると想定すると、保険料への影響は1人1カ月あたり22円の増額となる。現在課内で検討しているので、詳しくは第5回部会で説明する。

安井委員：伊丹市は県平均よりも保険料が高くなっている。今後さらに高齢化が進んだ場合の、保険料の引き上げを抑えられるよう繰り入れ額を考慮して欲しいと思う。保険料が

下がるのはうれしいが、先々のことを考えると再び上がらないことを望む。

浅野部会長：保険料設定に関しては、不確定要素が多いので、確定したところで、次回再度報告して欲しい。これで会議を終了したいが、事務局より何かあるか。

事務局：第1回～第4回部会の協議内容を踏まえ、12月1日の第2回全体会で中間報告を行う予定。その後、12月15日～1月13日までパブリックコメントを実施し、第5回部会については1月19日、第3回全体会は1月28日を予定している。

閉会

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針、第5条第3項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印